

福祉病院事業法人に係る証明

(規則第 6 条第 4 号及び第 7 号用)

■ 証明申請にあたっての必要な書類(各 2 部提出)

- ・ 証明申請書(様式 2—1)
- ・ 証明申請書の別紙
- ・ 要件毎の添付書類

《厚生労働大臣が証明する基準》

1. 事業等要件(法人税法施行規則第 6 条第 4 号)

【(イ又はロ又はハに該当)かつ(ニに該当)】又は【ホに該当】に該当すること。

イ. 医療法第 22 条第 1 号及び第 4 号から第 9 号まで(地域医療支援病院の施設の基準)に掲げる施設をすべて有していること。

(添付書類)

- ・ 地域医療支援病院である場合は、都道府県知事の承認書の写し
- ・ 地域医療支援病院ではない場合は、①～⑦は、当該施設を図示した病院の配置図及び平面図、⑧は当該自動車の写真及び車検証の写し
 - ① 集中治療室
 - ② 化学、細菌及び病理の検査施設
 - ③ 病理解剖室
 - ④ 研究室
 - ⑤ 講義室
 - ⑥ 図書室
 - ⑦ 医薬品情報管理室
 - ⑧ 救急用又は患者輸送用自動車

ロ. 医師法第 11 条第 2 号 (医師国家試験の受験資格) 若しくは歯科医師法第 11 条第 2 号 (歯科医師国家試験の受験資格) に規定する実地修練又は医師法第 16 条の 2 第 1 項 (臨床研修) に規定する臨床研修を行うための施設を有していること。(次の①～③のいずれかに該当すること。)

①大学の医学部又は大学附置の研究所の附属施設である病院

(添付書類)

附属病院であることが確認できる書類

②医師法施行規則第 11 条における厚生労働大臣の指定した病院

(添付書類)

厚生労働大臣の指定書の写し

③臨床研修病院としての指定を受けている病院

(添付書類)

厚生労働大臣の指定書の写し

ハ. 厚生労働大臣若しくは都道府県知事の指定する保健師、助産師、看護師(准看護師を含む。)、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士若しくは視能訓練士の養成所を有し、又は医学若しくは歯学に関する学校教育法の規定による大学(旧大学令の規定による大学及び旧専門学校令の規定による専門学校を含む。)の教職の経験若しくは担当診療科に関し 5 年以上の経験を有する医師若しくは歯科医師を指導医として、常時 3 人以上の医師若しくは歯科医師の再教育(再教育を受ける医師若しくは歯科医師に対して報酬を支給しないものに限る。)を行っていること。(次のどちらかに該当すること。)

①保健師、助産師、看護師(准看護師を含む。)、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は視能訓練士の養成所を有すること。

(添付書類)

厚生労働大臣又は都道府県知事による養成所の指定書の写し

②大学の教職の経験若しくは担当診療科に関し 5 年以上の経験を有する医師又は歯科医師を指導医として、常時 3 人以上の医師又は歯科医師の再教育を行っていること。

(添付書類)

「診療科毎の指導医の名簿、各指導医の医師免許の写し及び略歴書」及び「当該年度中に再教育を受けた医師及び歯科医師の名簿」

二. 生活保護法第 15 条(医療扶助)若しくは第 16 条(出産扶助)に規定する扶助に係る診療を受けた者又は無料若しくは健康保険法第 76 条第 2 項の規定により算定される額及び同法第 85 条第 2 項に規定する基準により算定された同項の費用の額若しくは同法第 85 条の 2 第 2 項に規定する基準により算定された同項の費用の額の合計額の 10 分の 1 に相当する金額以上を減額した料金により診療を受けた者の延数が取扱患者の総延数の 10 分の 1 以上であること。

・ $\frac{A+B}{C}$ が 10 % 以上であること。(患者数はすべて延べ数とする。)

- A. 生活保護法第 15 条又は第 16 条に規定する扶助に係る診療を受けた患者数
- B. 無料又は診療報酬(入院時食事療養費を含む。)を 10 % 以上減額した患者数
- C. 患者総数

(添付書類)

「法人の診療報酬について規定した書類の写し」及び「申請に係る年度中における A～C の実績数を記載した書類」

ホ. 社会福祉法第 69 条第 1 項(第 2 種社会福祉事業開始の届出)の規定により同法第 2 条第 3 項第 9 号(無料又は低額な料金による診療事業)に掲げる事業を行う旨の届出をし、かつ、厚生労働大臣の定める基準に従って当該事業を行っていること。

・ $\frac{A+B}{C}$ が 10 % 以上であること。(患者数はすべて延べ数とする。)

- A. 生活保護法第 15 条又は第 16 条に規定する扶助に係る診療を受けた患者数
- B. 無料又は診療報酬(入院時食事療養費を含む。)を 10 % 以上減額した患者数
- C. 患者総数

(添付書類)

「社会福祉法第 69 条第 1 項に基づく都道府県知事への届出書の写し」、「法人の診療報酬について規定した書類の写し」及び「申請に係る年度中における A～C の実績数を記載した書類」

2. 収入要件(平成20年厚生労働省告示第298号)

以下の $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}}{\text{⑤}}$ が8割を超えること。

①社会保険診療に係る収入金額

②労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬

- ・当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。)の場合に限ること。

③健康増進法第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。)に係る収入金額

- ・当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限ること。

④国又は地方公共団体が直接または間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金(固定資産の取得に充てるためのものを除く)に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額(以下「補助金等に係る収入金額」という。)のうち、医療保健業務に係るもの。

⑤医療保健業務に係る収入金額(④に掲げる収入金額を含み、経常的なものに限る。)

- ・医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務及びこれらに附随する業務(医業その他これに類する業務、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の35の3第1項第2号ロ(5)に規定する介護サービスに係る業務及び同号ロ(6)に規定する障害福祉サービス等に係る業務に限る。)であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」(令和7年3月31日医政発0331第90号厚生労働省医政局長通知)を適宜参照すること。
- ・また、医療保健業務に係る収入金額は、活動計算書(正味財産増減計算書)においては経常収益の額(医療保健業務に係るものに限る。)、損益計算書においては事業収益の額(医療保健業務に係るものに限る。)をいう。

(添付書類)

当該医療機関の診療報酬規程の写し

①から④までの金額について確認できる書類(決算書、正味財産増減計算書、法人事業税の確定申告書(所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十(六)が添付されているものに限る。)等)の写し